



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 名糖産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小島 寛志
(コード：2207、東証・名証第一部)
問合せ先 取締役総務部長兼経理部長 山崎 潔
(TEL. 052-521-7112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設します。

また、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役とも損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう見直します。

なお、定款第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>社外取締役の責任免除</u>) 第28条 <u>(新設)</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (<u>社外監査役の責任免除</u>) 第37条 <u>(新設)</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>) 第28条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役以外の取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (<u>監査役の責任免除</u>) 第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>